

令和元年6月3日

令和元年 第12回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

第59号 選挙人名簿から抹消する者について

第60号 選挙人名簿に登録する者について

第61号 在外選挙人名簿から抹消するものについて

第62号 在外選挙人名簿に登録するものについて

第63号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

議案第59号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和元年6月3日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 死亡により抹消する者の数
130人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
430人
- 3 抹消する者の氏名等
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日
令和元年6月3日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第60号

選挙人名簿に登録する者について

令和元年6月3日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和元年6月3日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 登録する者の数
1,474人
- 2 登録する者の氏名等
選挙人名簿登録者一覧表のとおり
- 3 登録年月日
令和元年6月3日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録)

第22条 選挙管理委員会は、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方公共団体の休日に当たる場合には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。)に選挙人名簿に登録しなければならない。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

第19条

- 2 選挙管理委員会は、毎年3月、6月、9月及び12月(第22条第1項において「登録月」という。)並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

議案第61号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和元年6月3日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 抹消する者の数
1人
- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
令和元年6月3日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第30条の11 選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 国内市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至ったとき。 外

議案第62号

在外選挙人名簿に登録する者について

令和元年6月3日現在において在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和元年6月3日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 登録する者の数
1人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和元年6月3日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6 選挙管理委員会は、申請者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第63号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を，次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和元年6月3日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
2人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和元年6月3日

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6

2 選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

